

住民税 申告書の書き方

ことしも「住民税(特別区民税・都民税個人分)」の申告時期が近づいてまいりました。みなさんが、正しい申告をされることによって、適正な課税がなされるよう、今月号は、都・区民税の申告と、申告書の書き方について、ご説明します。



課税される方は

◇49年1月1日現在区内に住み、前年中(48年中)に所得の確定申告をされた方。
ただし、非課税に該当する方は除きます。
◇区内に事務所や事業所、家屋敷などがある方、区外に住んでいる方

申告が必要な方は

◇前年中に所得があった方。ただし、次に該当する方は除かれます。
1. 所得税の確定申告をする方
2. 前年中の所得が給与所得だけで、勤務先から区へ給与支払報告書が出された方
3. 前年中の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下の方
○事務所・事業所・家屋敷などがある方【おねがい】
区から申告書が送られた方で、無所得または上記ただし書きに該当のため申告義務のない方でも、申告書裏面にその旨または該当事項を記入のうえ、提出されますよう、格別のご協力をお願いします。

提出期限と場所は

提出期限は3月15日です。期限まぎわはたいへん混み合いますから、なるべくお早めに区役所、区第二庁舎またはよりの出張所へお出ください。なお、例年のとおりみなさまの便宜をはかるため、次のとおり課税課職員が出張受け付けを行いますので、ご利用ください。
◎3月11日(月)・12日(火)
場所…常東出張所・第三出張所～第十二出張所
◎3月13日(水)・14日(木)
場所…第十三出張所～第二十出張所、東横瀬出張所、東原出張所
※時間はいずれも午前9時～午後4時

計算の仕方は

- ①所得金額＝収入金額－④必要経費－⑤事業専従者控除額
- ②課税標準額＝所得金額－③所得控除
- ③④算出所得割額＝課税標準額×税率(実際に計算する場合は、後で説明する算出所得割額の出し方によります)
- ⑥差引所得割額＝算出所得割額－⑤税額控除
- ⑦特別区民税・都民税個人分＝差引所得割額×均等割額(区600円、都100円)
- ④必要経費とは
収入を得るために必要な経費で、次のようなものが含まれます。
販売した商品の原価、雇人費、減価償却費、種苗代、飼糧費、固定資産税等です。従って生活費は必要経費となりませんから、ご注意ください。
- ⑤事業専従者控除額とは
事業所得または不動産所得を有する事業主と同一生計の配偶者または15歳以上の親族が、事業主のその事業に6カ月以上専従した場合に事業専従者として、次の(1)か(2)のうち、いずれか少ない方の金額を収入金額から差引かれます。

- (1)7万円
- (2)(事業所得+不動産所得)÷事業専従者数+1

※青色申告の専従者は完全給与制ですから、支払った給与の全額が必要経費に算入されます。

◎所得控除とは

- 次の12種類があり、これに該当する場合は所得金額から差引くことができます。
- 1. 雑損控除…あなたや、あなたと同一生計の親族のうち、48年中の各種所得の合計額が20万7,500円以下の方の資産(家屋、家財道具、現金など)が天災、火災、盗難などで損害を受けた場合に控除されるもので、計算方法は次のとおりです。
(損害金額－保険金などでうめられた金額)－所得金額×6%
 - 2. 医療費控除…あなたや、あなたと同一生計の親族のために、48年中に支払った治療費または医療費などあるとき控除されるもので、計算方法は次のとおりです。
(支払った医療費の総額－保険金でうめられた金額)－(10万円と合計所得金額の5%とのいずれか少ない方の金額)
ただし、控除の最高限度額は100万円です。
 - 3. 社会保険料控除…あなたや、あなたと同一生計の親族の国民健康保険、国民年金などの保険料を48年中に支払った場合その支払額の全額が控除されます。
 - 4. 小規模企業共済等掛金控除…48年中に支払った第一種共済掛金や心身障害者扶養共済掛金の全額が控除されます。
 - 5. 生命保険料控除…48年中に支払った保険料、簡易保険料があった場合、控除されるもので、支払った保険料が1年間に
(1)1万5千円まで…支払った保険料全額
(2)1万5千円をこえ4万円まで…支払った保険料×2/3+7千5百円
(3)4万円をこえた場合…2万7千5百円

- 6. 障害者控除…あなたや、あなたの控除対象配偶者または扶養親族が障害者の場合1人12万円(特別障害者は14万円)
- 7. 老年者控除…あなたが65歳以上(明治42年1月1日以前生まれ)で48年中の合計所得金額が500万円以下の場合、12万円が控除されます。
- 8. 寡(か)婦控除…あなたが65歳未満(明治42年1月2日以後生まれ)の寡婦で、扶養親族または48年中の各種所得の合計額が20万7千5百円以下の同一生計の子がある場合、または夫と死別(生死不別を含む)で合計所得が150万円以下の場合、12万円が控除されます。
- 9. 勤労学生控除…あなたが学生で給与などの勤労による所得があり、48年中の合計所得金額が32万円以下で、かつ、不動産、配当など勤労によらない所得が10万円以下の場合、15万円が控除されます。
- 10. 配偶者控除…配偶者の48年中の勤労による所得の合計額が15万円(自己の勤労によらない所得の場合は10万円)以下の場合、15万円が控除されます。
- 11. 扶養控除…同一生計の親族(配偶者を除く)のうち、48年中の勤労による所得の合計額が15万円(自己の勤労によらない所得の場合は10万円)以下の場合に控除されます。また扶養親族のうち70歳以上(明治37年1月1日以前の出生者)で障害者(特別)に該当しない場合は(3)の老人扶養控除の適用があります。
(1)配偶者がいる場合…1人目から12万円
(2)配偶者がいない場合…1人目は14万円2人目からは12万円
(3)70歳以上の扶養親族…1人14万円
- 12. 基礎控除…16万円

⑩算出所得割額の出し方

別掲の速算表(課税標準額×税率－速算控除額)により計算したものが算出所得割額で、特別区民税分と都民税個人分とを別々に計算します。
【例】課税標準額が40万円の場合
400,000円× $\frac{3}{100}$ －3,000円＝9,000円…特別区民税分
400,000円× $\frac{2}{100}$ ＝8,000円…都民税個人分

⑪税額控除とは

算出所得割額から控除されるもので、48年中に配当所得があった場合に控除されます。その控除額は
◎特別区民税分…配当所得金額の2.0%

◎都民税個人分…配当所得金額の0.8%
ただし、課税総所得金額、課税長期(短期)譲渡所得金額の合計額が1,000万円をこえる部分の配当所得金額については、この率のそれぞれ半分です。

算出所得割額速算表

特別区民税		
課税標準額	区民税税率	
	税率	速算控除額
30万円まで	2%	0円
50 "	3	3,000
80 "	4	8,000
110 "	5	16,000
150 "	6	27,000
250 "	7	42,000
400 "	8	67,000
600 "	9	107,000
1,000 "	10	167,000
2,000 "	11	267,000
3,000 "	12	467,000
5,000 "	13	767,000
5,000万円をこえるもの	14	1,267,000

都民税(個人分)		
課税標準額	税率	
	税率	速算控除額
150万円まで	2%	0円
150万円をこえるもの	4%	30,000円

◎先般、税制調査会から答申が出ましたので、今年も一部の所得控除額が引き上げになるものと思われまます。

くわしくは課税課へ

「申告書用紙」と
「申告書の手びき」
は2月9日に発送します

以上で住民税の申告とその書き方の説明は終わりますが、わからないところや、くわしいことは、お手もへお送りした「申告書の手びき」(確定申告予定者及び勤務先から給与支払報告書が提出される方は、前述のように住民税の申告は必要ありませんので、郵送されません)をお読みくださるか、課税課へおたずねください。
◎申告書が届かなかった方は、ごめんでも区役所第一課係保、または第二庁舎第二課係保へご連絡願います。

ついで次の日程で説明会を開催しますから、お近くの会場においでください。

開催日	会場
2月12日(火)	亀有信用金庫竹の塚支店
2月13日(水)	足立信用金庫江北支店
2月14日(木)	朝日信用金庫足立支店
2月15日(金)	西新井税務署3階大会議室

時間は、いずれも午後2時からです。

開催日	会場
2月14日(木)	区役所7階大会議室
2月15日(金)	足立農業協同組合本店
2月18日(月)	区第16出張所会議室
2月19日(火)	足立農業協同組合花畑支店
2月20日(水)	東部区民福祉センター

時間は、いずれも午後1時30分からです。

所得税の確定申告はお早めに

税務署では、2月16日から申告相談に応じております。相談なさる方は早めにお気軽においでくださるよう、お待ちしております。

◆申告をすれば税金がもどる方

源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっている人は、還付をうけるための申告を提出することができます。これらの人は2月15日以前でも申告して税金の還付を受けることができます。

◆申告が必要な方

- 一般の人の場合
48年中の所得金額が、基礎控除額(207,500円)、配偶者控除額(207,500円)、扶養控除額(155,000円)その他の所得控除額の合計額よりも多い人は、申告をしなければなりません。
- 給与所得者の場合
大部分の人は申告する必要はありませんが、次のいずれかにあたる人は、申告しなければなりません。
1. 48年中の給与の収入が500万円をこえる人

◆正しい記帳による適正な申告と納税

昨年分の東京国税局管内の確定申告書は127万件提出され、そのうち計算と内容に誤りがあったりして修正申告や更生を受けたものは、7万7千件もあり、これにより増加した税額は38億5千万円となっております。

◆地代や家賃

収入のある方へ

48年中に本来の仕事の収入のほかに、地代・家賃や駐車場などの賃料や契約金または権利金収入のある人は、48年中のこれらの所得を本来の仕事の所得と合算して確定申告を提出してください。サラリーマンで年末調整で税金の精算が終わっている人も、給与以外の所得が10万円以上ある場合は、その給与と給与以外の所得を合算して確定申告をする必要があります。

◆国税地方税の共同説明会の開催

所得税や住民税の申告書の書きかたなどに